

太田市告示 第23号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項及び太田市公告式規則（平成17年太田市規則第2号）第2条の規定により告示する。

令和7年4月1日

太田市長 清水 聖 義